

## 嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護 (一)

——アメリカにおける憲法訴訟を中心として（一九六八～八〇）——

釜 田 泰 介

- 一、はじめに
- 二、問題の所在
- 三、憲法的解決策
- 四、最高裁判所と嫡出・非嫡出区分
- 五、母子関係と平等保護（以上一六四号）
- 六、父子関係と平等保護
  - (1) 扶養を受ける権利
  - (イ) 父の事故死と労働災害補償
  - (ロ) 父の生存と扶養義務
  - (ハ) 父の貧困、廃疾、死亡と社会保障
  - (ニ) 「平等」と「行政上の便宜性」（以上本号）

### 六、父子関係と平等保護

前述したごとく、憲法は、嫡出子と非嫡出子の平等扱いを母子関係において命じたのである。この憲法の平等の要

嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護 (一)

同志社法学 三三卷五号 一 (七七三)

請は、父子関係についても言えることであろうか。本章はこのことを説明しようとするものである。

父親との関係におけるコモンロールの緩和、修正が母子関係ほど徹底したものでないことは、すでに第二章で考察したところである。このような父子関係においてみられる非嫡出子別扱いの憲法適合性という問題を、以下、扶養、相続、その他の問題に分けて考察するものである。

(1) 扶養を受ける権利

両親より出生した子供は、まず、その両親で構成される家庭によって扶養を受ける。非嫡出子にはコモンロー上、この家庭が存在しなかった。その後のコモンロールの修正は母による扶養を認めるに至った。しかし、父による扶養が認められない限り、嫡出子との間の差異はなくなならない。憲法は、父による非嫡出子の扶養ということを命じているか。これがここで考察する第一の事項である。

子供に対する扶養義務を負っている両親が、なんらかの原因で、この義務を果すことができなくなることがある。貧困、廃疾、死亡がそのような場合に該当する。このような事態が発生したときには、国家又は国の命により第三者が親に代ってその義務を遂行するというのが現代社会のルールである。国が親の役割を代行する、又は代行させるに際して、嫡出子と非嫡出子を別扱いすることは憲法上許されるであろうか。このことがここで考察される第二の問題である。

この二つの問題を説明するに際し、以下、判例を三種に分けて考察することにする。第一の判例は、父親が事故死した場合、残された子供の労災補償請求権について嫡出子、非嫡出子間に差異を設けることは許されるかという事例であり、第二は、父が生存していて、扶養力を備えている場合の子供の扶養について非嫡出子を排除することは許さ

れるかという事例であり、第三は、父が貧困、廃疾状態に陥ったり、事故以外で死亡した場合、残された遺児の受ける遺児給付の受給要件を嫡出子、非嫡出子間で違えることは許されるかということに関する事例である。

(イ) 父の事故死と労働災害補償

父子関係における非嫡出子別扱いの適憲性が扶養との関係で初めて争われた事件は、父の事故死（不法行為死）に対する遺児の労働災害補償請求権に関するものであった。この点において、母子関係領域での非嫡出子別扱いが争われ、すでに違憲判決の下されている *Levy* 事件<sup>(1)</sup>と同種の争点を提起するものであった。*Levy* との相違点は母親ではなく父親の死という点だけであった。最高裁は一九七二年、この事件に対し父子関係領域に於て最初の違憲判決を下す。そして、この判決はその後の七〇年代における他の非嫡出子区分事件に大きな影響を与えることになる。このような点からして、この判決は、父子関係領域において最初に考察されるべき事件といえるのである。

[*Weber v. Aetna Casualty & Surety Co.*]<sup>(2)</sup>

本件は勤務中の事故が原因で死亡した父親の労働災害補償給付を、認知されていない非嫡出子が嫡出子と平等に受けることができるかを争った事件である。次のような事実が認定されている。事故死した父親は、死亡時、婚姻関係にない女性と、その女性との間に生れた一人の未認知の非嫡出子と、妻との間に生れた四人の嫡出子と同居していた。妻は精神病院に入院していた。（父の死後、一人目の非嫡出子が誕生した。）したがって、死亡時、四人の嫡出子と一人の非嫡出子とが同居するという形で、父の扶養を受けていた。

ルイジアナ州法は、労働災害補償給付を受けることのできる子供を「嫡出子、継子、父の死後出生した子供、養子、並びに民法二〇三、二〇四、二〇五条の下で認知された非嫡出子」と定義していた。<sup>(3)</sup>そして未認知の非嫡出子は、労

災補償法一二三二(8)で「その他の扶養家族」という前記グループとは別のグループに入れられ、他の遺児達によって受けとられた補償金が許容最高額に達しない場合にのみ、求償が許されるとされていた。すなわち嫡出子を含むグループ優先の措置がとられていたのである。四人の嫡出子と二人の未認知非嫡出子は、別々に給付請求の訴を起した。四人の嫡出子はまた別に、不法行為訴訟をも提起した。そしてこの別訴訟は、労災補償で認められている最高額を越える額で解決されたが、未認知非嫡出子はこの訴訟には加わっていないから、恩恵にも浴さなかった。労災補償請求訴訟では、判決は、四人の嫡出子に対し認められている最高額の補償を与え、同時にそれは前記の不法行為訴訟判決で満足されたと宣告した。判決はまた、最高補償給付が四人の嫡出子により使い尽されていない限度で、二人の未認知非嫡出子にも給付をすると述べたが、すでに最高額は四人の嫡出子により別訴訟をとおして使い尽されていたので、結局未認知非嫡出子は何も受けとることができなかった。したがって憲法上の争点は、嫡出子を含むグループと未認知非嫡出子とのこのような別扱いは法の平等保護を侵害するかということであった。

連邦最高裁は、この争点に対し Levy 判決を先例として適用し違憲判断を下した。その判決理由は次のようなものである。まず適用されるべき基準について次のように述べる。

「平等保護条項の下で州制定法の有効性を決定する基準は、種々表現されてきたが、当法廷は、最少限、制定法上の区分は正當な州目的にある程度の合理的関係をもってすることを要求するものである。州の経済社会規制に与えられる自由裁量の幅は必然的に広いものとなるけれども、州の制定法上の区分けが、重要な基本的権利に関係する時には、当裁判所はより厳格な審査を行っているのである。いずれにせよ、前述の諸事件において欠かすことのできない調査は、必然的に二重の調査となる。すなわち①当該区分は、どのような正当な公益の達成を促進しているか、②当該区分はどのような基本的人権を危険にさらしているの

か、ということである。<sup>(4)</sup>」

そしてこの基準を本件に適用した結果、州側が主張した区分設定理由は正当と認めるが、その理由と当該区分との間には何らの重大な関連性はないので憲法に違反するという判断を示す。

「ルイジアナ州最高裁は『正当な家族関係』を保護するという公益を強調していた。家族単位の規制と保護は、実際、古くからの州の関心事項であった。当法廷はこの公益の重要性を疑うものではない。当法廷が問題としているのは、争われているこの法律が、いかにしてこの公益の達成を促進するのかということである。Gonaで述べられた『不法行為による非嫡出子の死亡に対する損害賠償請求権をその母親に認めると、婚姻外からの子供の出生率が高まるという合理的根拠は考えられないと当法廷は判断する。実際、女性が非嫡出子を生むのは、子供が不法行為によって死亡した場合に損害賠償の請求が認められているからだと考えるのは、あまりにもゆきすぎた考えであろう』と同様に本件においても、非嫡出子が将来労働災害補償給付を受けることができないという理由で、人々が違法な（婚姻外の）関係を避けるようになると思われることもできないのである。……この法律は、正当な家族関係を維持するという公益を達成するものではない。また、証明問題を最小にするという公益も、当法廷の判決によって大きく害されるものでもない。本件において、扶養家族である未認知非嫡出子をより低い地位におく区分は、労働災害補償法によって達成しようとしてされているこれらの正当な立法目的に対し、何らの重要な関係をもっていないのである。<sup>(6)</sup>」と。

最後に、非嫡出子という身分による区分分けの不当性について次のように述べている。曰く、

「非嫡出子という身分は、婚姻関係外の無責任な結びつきについての古くからの非難というものを通じて表現されてきたものである。しかし、この非難を子供自身にあげせることは、非論理的であると同時に正しくない。その上、非嫡出子に不利益を負わすことは、法律上の責任は個人の責任または個人の悪行と相当な関係があるべきだとする、わが制度の基本的な考え方に反するものである。明らかに、子供は自己の出生に何らの責任をもっていないのである。また非嫡出子を不利益扱いは、

不正であると同様に、親の行動を抑制する方法としては効果のないものでもある。裁判所は、これらの不幸な子供が被っている社会的非難（汚名）を防止するだけの力を持っていないが、平等保護条項は、本件におけるように、その区分が何らの正当な公益（その公益が強力なものであろうとなかろうと）によっても正当化されない場合に、出生による身分に関する差別法を、われわれが違憲とすることを可能としているのである。<sup>(7)</sup>

以上見てきた Weber 判決については、いくつかの意義と問題点を指摘できる。

(1) 第一は、本件が母子関係を扱った Levy と Glona 判決で残されていた問題点に答えたことである。前記二判決は、区分設定理由として主張された正当な家族関係の保持ということについて、その正当性判断をしていなかったのに対し、本件では、これを正当性のある理由と判定したのである。また、いま一つの区分設定理由とされた、証明問題をできるだけ回避するという<sup>(8)</sup>ことも、正当な理由と判断した。すなわち、父子関係証明に伴う難点を除去するため、立法部が法上一線を引くことを許されるものとしているのである。

(2) 主張された二つの公益を正当と判断しつつも、当該区分を違憲としたのは、当該法律はこの公益の達成と無関係であると判断したからである。非嫡出子が、将来、労災補償給付を受けなくなるという理由で、両親が婚姻外の関係を避けるとは考えられないとする Glona 判決と同じ論理を本件に適用したのであった。

しかし、この違憲の論理には少し問題があるというべきであろう。Glona においては、嫡出子と非嫡出子の別扱いが問題となったのであるが、本件で別扱いされている二つのグループは嫡出子対非嫡出子ではなく、嫡出子、継子、養子、父の死後出生した子供、認知された非嫡出子とから成るグループと、未認知の非嫡出子との間の別扱いであった。もっと限定するなら、争点は、非嫡出子を認知がなされていたか否かにより、法上別扱いする（嫡出子と同じ扱

いをしなない) ことの正当化理由が問題とされたのである。ゆえに、述べられた正当な家族関係の保持という理由は、非嫡出子の完全排除という Glona 型の区分では意味を持つとしても、本件のような区分では意味をもたないのである。認知された非嫡出子を嫡出子と同じ「子供」の範疇の中に入れるということは、その前提として、婚姻関係になり男女から成る家庭の存在を認めていることになるのである。ここにおいて、正当化理由である正当な家族関係はすでに一部崩壊しているのであるから、これを区分理由とすること自体が矛盾していることになる。ゆえに、本法における区分設定理由は、違法な婚姻関係の排除を目指したものとはいえない。したがって、立法目的と区分との間の関連がないから違憲となるのではなく、むしろ、立法目的自体が真実でない(矛盾している)ということ、これは正当化理由とはならないとして排除すべきであったのである。ここにこの判決の第一の問題点がある。

第二の正当化理由に対する判断も説明が不十分である。本件では、請求権を死者に扶養されていた者に限定しながらも、その扶養家族を二分して別扱いしたのである。請求権を死者の扶養家族に限定したということは、当該法律の立法目的が、父の死によって失われた扶養を国が代替することにあつたことをうかがわせる。このような目的の下で、死者の扶養家族を二分して別扱いしたということは、認知された非嫡出子を含む嫡出子グループについては父の扶養を受けていたという推定を働かせているのに対し、未認知の非嫡出子は父の扶養を受けていないという推定が働いてきたことを意味するのである。この推定は個別の事例との関係では必ずしも真実とは限らない。この点において、二つのグループは同一状態にある。すなわち、この二グループは労災法の立法目的との関係で同一状態にあるわけであるから、これを別扱いすることは許されないということになるのである。すなわち、推定を働かせるなら平等な推定を働かせるべきであるのに、一方に対しては肯定の推定を働かせ、他方に対しては否定の推定を働かせていたのであ

る。平等条項はこの同一化を求めるのである。判決が二つのクラスの者の間の扱いの平等性を要求すると述べているのは、このことを前提としたものでなくてはならないのである。この点の説明が十分でないところにこの判決の第二の問題点があるといえよう。

(3)第三に注目すべきは、従来平等保護条項下の審査基準とされてきた二重基準を統一する基準を示そうとしたことである。それは、①区分はどのような正当公益の達成を促進するか、②区分はどのような基本的人権を危険にさらしているかという、二重の調査から成るといえるものである。この基準を適用して導かれたとされる判決結果をみると、①の具体的内容は、区分は立法目的である正当公益に重大な関係を有してはならないというものであることが判明する。しかし、②がどのような機能を果すのか、本件判決からは不明である。②が、もしも、侵害される人権の種類とその程度についての考察を判定要素とするということであるなら、①によって立法目的と区分の間に重大関係がないということになっても、その結果即座に違憲となるのではなく、この区分により侵害された人権の性質、その侵害の程度により、違憲、合憲の判定が事例毎に引き出されることになる可能性が出てくる。そうすると、この基準は比較衡量的基準に似たものとなってくる。しかし、本件で示されたように①の段階だけに留まるならば、この基準は強化された合理性の基準という中間的基準ということになるのである。このいずれを最高裁が意図していたのかは、現段階では不明である。

(4)第四に注目すべき点は、判決の末尾において、非嫡出子身分について、それが親の行動の責任を子供に負わず点で非論理的で不正であり、個人責任の原則(個人主義の原則)に反することを指摘していることである。そして、これを外国籍、人種、出身国と同じ出生による身分と考<sup>(9)</sup>えていることである。この出生による身分とする見解がどのよ



うな意味を持つのか判然としない。最高裁は非嫡出子という区分を、*suspect* と考えようとしているのか、そうだとするならば、本件に厳格審査が適用されることになるから、前述した本件で適用された中間的基準との関係はどうなるのか、疑問が残るところである。

父子関係領域における最初の違憲判決は、このようにいくつかの疑念を残した判決であった。これが以後持ち上る父子関係事件にどのような影響を与え、またこれらの疑問点がどのように処理されていくのか、以下その後の判例を考察していくことにする。

(ロ) 父の生存と扶養義務

この *Weber* 判決は、非嫡出子を完全に排除していることの争われた次の事件に適用され、違憲の判断が下される。  
〔*Gomez v. Perez*〕<sup>(9)</sup>

テキサス州では、コモンローも州法上も、父はその嫡出子を養育する第一義務を負っていた。非嫡出子についてはそのような義務は法定されていないと一般に解釈されてきた。

本件は、父親による扶養を受ける権利を嫡出子には認めるが非嫡出子に対して認めないことは、憲法の平等保護に触れるかが争われた事件である。上告人と被上告人とは婚姻関係にないが、両者の間には一人の子供（娘）が存在した。一九六九年、上告人が当該子供のために、被上告人に対し生活費を請求する訴訟を提起したところ、テキサス州地裁は、被上告人が当該子供の真実の父であること、並びに、本人は父親からの生活費、扶養を必要としていることを認定しつつも、この子供が非嫡出子であるがゆえに、父親にはこの子供を養育する法的義務は存在しないという判断を下した。その後、この判断は同州上級裁判所で確認された。連邦最高裁は、*Weber* を適用して違憲判決を下し

た。その理由は次のとおりである。

「当法廷は、修正十四条の平等保護条項の下で、州が、不法行為によって親が死亡したことに対し、その子供に損害賠償の請求権を認めながら、その恩恵から非嫡出子を排除することは許されないと判決した。同様に、当法廷は、親の死に対する労働災害補償の求償においても、他の子供と同様に平等に、非嫡出子も補償をうけることを排除されてはならないと判決した。これらの判決にもとづくと、州は、子供一般に与えられている重要な給付を拒絶することによって、非嫡出子を不当に差別してはならないのである。ゆえに、当法廷は、ひとたび州が、真実の父親から必要な養育をうけるといふ司法的に執行される権利を子供のために設けるのであるならば、父が、子供の母と結婚していないという理由だけで、このような基本的な権利を子供に拒否することに對する、憲法上十分なる正当化理由は存在しないと判断するものである。州がこのようなことをすることは『非論理的でありかつ正しくない』のである。当法廷は父性証明に関する潜在的問題を認識している。これらの問題は簡単に片づけられるものではない。しかし、これらの問題が、本来許されないような差別を認めることになる強力な足場とされてはならないのである。』<sup>(11)</sup>

本判決ではどのような基準を適用するかは特に述べられていない。ただ、判決は、本件の争点に *Levy* 事件、*Weber* 事件における争点との類似性を読みとり、この二判例における判断を適用したにすぎない。したがって適用された基準については、この二判決で採用されたものが、それぞれ考えられる。

*Levy* では母親からの扶養の機会を失った子供という点において嫡出子と非嫡出子は同一状態にあった。<sup>(12)</sup> *Weber* では父親からの扶養の機会を失った子供という点に於て、認知された非嫡出子を含む嫡出子グループと未認知の非嫡出子との間に相違は存在しなかった。親の事故死により生存の経済的基盤を失った子供という状態において同一であるなら、親の生存中、その親からの扶養を必要としている子供としての状態においても嫡出子と非嫡出子は同一なので

ある。本件判決は、この点において同一状態にある子供を別扱いする上で十分な正当化理由は、憲法的にみて存在しないとしているのである。その一つとして考えられる父性証明に伴う問題は、強力な理由とはいえないとしたことは注目すべきことである。ここに至って、父の非嫡出子に対する扶養義務は嫡出子に対する場合と同じものであることが確認されたのである。この点において、父の関係は母の関係と同一化されたといえよう。

では、父が何らかの理由によりこの扶養の義務を果すことができなくなった場合、それを代替する者の義務は、子供が嫡出子か非嫡出子かにより変化するのであるか。不法行為により父の義務遂行が不可能となった場合については、その義務を代替する賠償、補償は平等でなくてはならないことを、前出の Weber 判決は確認している。これ以外の場合は、どうであろうか。次に考察してみることにする。

(イ) 父の貧困、廃疾、死亡と社会保障

貧困の故に、父が子供に対する扶養義務を十分に果すことが出来なくなった場合の事例を、まず、考察したい。この事例は、嫡出子と非嫡出子とを完全に別扱いしていた例である。すなわち、非嫡出子を公的給付の支給対象から完全に排除していた例である。最高裁は、<sup>(81)</sup>ここにおいても前述の Weber 判決を適用して違憲の判定を下すのである。

[New Jersey Welfare Rights Organization v. Cahill]<sup>(81)</sup>

ニュージャージー州は、「貧困勤労者家庭への援助制度」の下における給付受給資格者を、婚姻関係にある父母と子供から構成される家庭に限定していた。そして子供を、両者の実子（または一方の実子で他方の養子である者か、または両者の養子である者）に限定していた。上告人は、この資格要件は實際上、嫡出子である子供に給付を与える一方で、非嫡出子にはほとんど常に給付を拒絶する効果を果していると主張し、その違憲性を争った。これを受けた

合衆国地裁は、この制度は「家族生活の維持強化」を目的とするものであるという理由により、これを合憲と判断した。<sup>(14)</sup>したがって争点は、嫡出子と非嫡出子の別扱いは法の平等保護に触れるかということである。

連邦最高裁は、類似の争点につき、すでに Weber 事件、Levy 事件 Gomez 事件で違憲判断が下されていることに言及したのち、「以上の諸判決をみるかぎり、当法廷は、平等保護の拒絶があるという上告人の主張は支持されるべきであるという判断に到達せざるをえない。なぜなら、争われている制度の下で与えられている給付は、嫡出子である子供にとってと同じように、非嫡出子の健康と福祉にとり不可欠のものであることに疑問の余地がありえないからである」という判断を示し、地裁判決を破棄した。<sup>(15)</sup>

本件では、貧困家庭に対し支給される給付は、嫡出子を有している家庭の場合に限られていた。これについて最高裁は、まず、この給付の立法目的は子供の福祉と健康を維持することであると認定する。そしてこの立法目的との関係において、嫡出子と非嫡出子間には相違は存在していないと述べるのである。すなわち、親からの十分なる経済的基盤を期待できない状態にあるが故に公的扶助を必要としているという点において嫡出子、非嫡出子は同一状態にあるということである。同一状態にある子供を、両親が婚姻関係にあるか否かにより区分することは許されないということなのである。公的扶助の支給に際しても、嫡出子と非嫡出子とを別扱いすることは許されないとしたところに本判決の大きな意義があるのである。この判断を引き出した基準については特に言及されていないが、Levy 判決 Weber 判決、Gomez 判決における基準と同一のものであることが判断過程より推測できる。それは両親の婚姻関係の有無を、子供の公的給付受給資格認定に際しての相違点として考慮に入れてはならないとするものである。

父親が廃疾状態になったり、死亡した場合、子供は経済的基盤を失う。それを国が代替する場合、どの範囲までの

子供を救済するかという問題が生ずる。次に考察する事件が関係している連邦社会保障法は、数次の改正によって給付受給資格である「子供」の概念を、かなり幅広いものにしてきた。当初「子供」は、嫡出子、養子、継子に限られていたが、<sup>(16)</sup>第一回の改正では、この三者に「無遺言遺産を相続できる者」が付け加えられた。<sup>(17)</sup>無遺言遺産の処理方法は各州の管轄事項であるから、州法が非嫡出子にも相続の機会を許す場合には、非嫡出子も連邦社会保障法上の「子供」の中に数えられる可能性がでてきたのである。第二に、第一のタイプに属さない者のうち、両親の結婚が無効であったために、非嫡出子とされていた子供がつけ加えられた。<sup>(18)</sup>第三に、第一、第二のタイプに属さない者のうち、次の者が（老齢扶助 Old Age Assistance、廃疾給付 Disability Benefits、死亡給付 Death Benefits の支給に（さう）つけ加えられた。<sup>(19)</sup>それは、以下の二種類の者たちである。①は、被保険者が書面で認知した非嫡出子、裁判所決定で父子関係が確認されている非嫡出子、裁判所によって、父に対し子供の扶養命令が出された非嫡出子である。これらはいずれも、被保険者である父が廃疾、死亡等の状態に陥る前になされていなくてはならないという要件が付されており、この点において、このような状態後に出生した非嫡出子が排除されることになる。ここに、第一、第二グループの非嫡出子との間に差異が存するのである。②は、父性証明と、（廃疾、死亡時の）同居または扶養証明がなされた場合の非嫡出子である。このタイプの非嫡出子は、このような立証責任を課されている点で、①のタイプの非嫡出子とは別扱いされている。また、社会保障法は、父の死亡により遺族が給付を受ける場合、嫡出子（養子、継子）と第一、第二グループの非嫡出子を第三グループの非嫡出子より優先的に扱う規定をも置いていた。

このように連法社会保障法は、受給資格者を嫡出子に限定する政策を漸次緩和し、非嫡出子にまで適用範囲を拡大してきたのであるが、一部の非嫡出子は依然としてこの中から排除されていることと、中に入れられた非嫡出子につ

いても、嫡出子との同一扱いは無条件ではなく、非嫡出子のタイプによって少しずつ異なる条件が付されている。このような嫡出子との同一化過程で、非嫡出子間に設けられるに至った微妙な別扱いの正当化が、法廷で争われることになるのである。それが、次に見る諸事件である。

[Jimenez v. Weinberger]<sup>(20)</sup>

連邦社会保障法によると同法の下で廃疾給付を受ける被保険者の子供は、児童給付を受けることができるとされている。この給付申請人が被保険者の子供であるか否かの判定には次の三通りの基準がある。第一に、申請人が被保険者の住所地の州の無遺言相続法の下で、被保険者の個人財産を相続できる場合には、申請人は被保険者の子供と認定される (42 USC § 416 (h) (2) (A))。第二に、申請人の両親の行った結婚式が無効の結婚という結果を引き起こしてしまった (無効原因は結婚手続上の瑕疵、又は、両親の一方が前婚を解消していなかったことによる場合に限る) がその無効原因を取り除いて結婚式を完了した場合には、申請人は被保険者の子供とされる (42 USC § 416 (h) (2) (B))。第三は、第一、第二に該当していない子供で、被保険者が廃疾状態になる前に、(1)申請人は自分の子供であるということを書面で認知していた場合、(2)裁判所の決定が、申請人は被保険者の子供であることを立証していた場合、(3)裁判所が被保険者に対し、父親として申請人を扶養することを命じていた場合 (42 USC § 416 (h) (3) (B) (i))、(4)厚生長官が、被保険者は申請人の父で、廃疾開始時、申請人と同居していたか又は申請人を扶養していたという十分なる証拠を認定する場合 (42 USC § 416 (h) (3) (B) (ii))、申請人は被保険者の子供と判定される。

このように本法が定める、給付の受給資格要件である被保険者の子供の概念は、かなり幅広いもので、子供を嫡出子のみ限定するという狭いものではない。かなりの範囲の非嫡出子にも子供としての資格が与えられていることが

分る。しかし、全ての非嫡出子をここに含めていたとはいえない。非嫡出子に受給の道を開いている前記の第三番目の認定基準によると、これらの非嫡出子が子供として扱われるためには被保険者の廃疾以前に出生していなければならないのである。すなわち、同法は、非嫡出子について被保険者の廃疾時点を境にして扱いを異にしているのである。廃疾時以降に出生した非嫡出子は、たとえ父親がその子供を認知し、扶養していたとしても当該非嫡出子は受給資格を認められないのである。これに比して、父の廃疾後に出生した非嫡出子でも、その者が § 416 (h) (2) (A) (州の無遺言相続法により父親の財産を相続できる場合) と § 416 (h) (2) (B) (非嫡出子となった唯一の原因が父母の結婚の瑕疵にあり、その瑕疵が取り除かれた場合) と § 402 (d) (3) (A) (州法により嫡出子とされる場合) のいずれかに該当する場合には受給資格を与えられることになる。すなわち、子供の認定基準第一、第二に該当する者は、それが嫡出子であれ、非嫡出子であれよいわけであり、またここには廃疾前の出生という条件はないから廃疾の前後いずれの時点で出生してもよいということである。従ってこのいずれかに該当する非嫡出子は廃疾後の出生であっても資格を与えられることになる。このように同法は父の廃疾後出生した非嫡出子を二種類に分け、一方に対しては完全なる受給資格を認め、他方には完全に受給資格を拒否するという形の別扱いを行っているのである。本件の争点はこの点の憲法適合性にあった。

このような区分を設けた立法目的は次のように説明された。まず社会保障法の主目的は身体障害となった賃金労働者の扶養家族に援助を出すことであるとしたのち、廃疾後出生した非嫡出子のうちのあるグループに属する者に給付を拒絶する理由は、これらの者は被保険者に経済的に依存している可能性がないこと、これら非嫡出子に給付受給資格を認めると、偽りの申請に門戸を開くことになるということであった。すなわち、廃疾後出生した非嫡出子を区分し

た理由は偽りの申請の防止にあったのである。

本件の事実関係は次のごとし。本件原告は、社会保障法の適用を受ける賃金労働者であったところ、一九六三年四月に身体障害者となり、十月より身体障害者給付を受けることになった。原告はこの数年前より妻と別居し、別の女性と同居をしていた。両者の間には三人の子供があったが、そのうちの一人は障害前に出生し、残り二人は障害後出生している。三人の子供は全生活を原告と共に過し、原告も三人の子供を自分の子供として認知し、養育していた。一九六八年、子供の母親が家を出てから原告が唯一の保護者であった。この両者(子供の父母)は結婚しなかったため、三名はイリノイ州法にもとづき、嫡出子化されていない非嫡出子と認定され、このゆえに父親の遺産を相続する資格を持っていなかった。(すなわち、前述の子供認定基準一、二、を満していないということである。)一九六八年八月二十一日、原告がこれら三名の子供のために、児童給付申請をしたところ、障害前に出生していた子供については給付が認められたが、障害後出生の二人については前述の § 416 (h) (3) (B) の要件を満していないということで給付を拒絶された。三人の非嫡出子は原告父親との関係において同じ状況にありながらそのうちの二人は、父の障害後出生した非嫡出子という理由だけで給付を拒絶されたのである。

原審は、本件に、社会福祉立法の審査基準を示した *Dandridge v. Williams* 判決<sup>(21)</sup>の基準を適用したうえで、本件における区分は、偽りの申請を防止するという正当な公益に合理的関連を有しているとして合憲の判断を下した。<sup>(22)</sup> 最高裁は、この区分を違憲と判断し、右原判決を破棄した。

判決は、まず、非嫡出子は人種、出身国と同じ suspect であるという原告の主張に対し、ここではその問題に触れる必要はなく、*Weber* 判決(非嫡出子身分による区分の不当性を述べた箇所)に言及するだけで十分であるとしてその判断を回避する。次に、本件は最高裁の *Dandridge* 判決に拘束されるという被告側の主張に対し、本件と *Dandridge* 判決の立法目的の相違を理由にこの主張を拒絶する。すなわち、*Dandridge* で問題となった法律的目的



は、限りある財源の配分を達成することにあつたのに対し、本件での立法目的は偽りの申請の防止にあるとその相違を指摘するのである。

このように判決は、上告人側が主張したもつとも厳しい基準をとることもなく、被告側が主張したもつともゆるい基準に拠ることもなく、両者の判断基準のいずれをも退けた後、次のように立法目的と当該区分との関連という点から違憲の理由を展開する。

「当法廷は、偽りの申請を防止することは正当な公益であることを認める。また、上告人が属すとされているクラスの非嫡出子の依存性は、たとえ本件におけるように、父性が認められた場合でも、法律上、立証されたことにはならないことを認めるものである。尚、厚生長官は、親であるという証拠又は養育しているという証拠が偽造される可能性は、賃金労働者が給付受給資格をもつに至るまでに子供が出生していない場合、より大きなものとなる主張しているのである。しかし、だからといって、このことから非嫡出子のうちの上告人が属しているクラスの者を、一律にかつ絶対的に排除することが偽りの申請を防止することに合理的関係をもつことにはならないのである。上告人が、実際に、申請人に依存していることを考えると、彼らの依存性と彼らが保険給付をうける権利をもつことを、立証する機会を完全に彼らに拒否することは、当該法の目的に資するものではない。そして偽りの申請の可能性は二つのクラスに関して正に同じであるから、これは区分する理由が何もないのに親の廃疾後出生した非嫡出子の属す二つのクラスに差別を設けることになるのである。

厚生長官は、上告人に代表されるクラスのすべての非嫡出子は、たとえ法律が許しても法律の下で彼らの依存性と有資格性を立証することはできないと主張しているわけではない。また彼は、同法の下で給付受給資格ありとされている全ての非嫡出子が、實際上身体障害者である親に依存しているという推定を支える理由を、何も述べていないのである。すでに言及したごとく、実際、法上扶養家族とみなされているこれらの非嫡出子は、彼らが、身体障害となった親と同居していたか、扶養家族であったか

に無関係に給付をうける資格が与えられているのである。たとえ、子供が身体障害の親に依存しているかどうかという理由で区分されることが合理的だとしても、同法による非嫡出子についてのこれら二つのクラスの定義は、以下の点で『適用対象が広すぎる』。それは嫡出化された子供、相続資格を与えられた子供、または、両親の結婚における欠陥のみが原因で非嫡出子とされている子供のうちで、廃疾状態にある親に扶養されていない者にまで、給付を与えているという点においてである。逆に、同法は、実際に身体障害の親に扶養されていても、上告人のようなクラスに属す非嫡出子を完全に排除しているという点で、『適用対象が狭すぎる』のである。したがって、本件訴訟記録で立証されているように、非嫡出子の二つのクラスは同じ状態にあるのである。ゆえに、偽りの申請の可能性は両方に関して同じなのである。したがって、一方に対し推定により与えられている給付を、他方のクラスに対し絶対的に拒否することは、修正五条の適正手続条項により保障されている法の平等保護を、後者に対し拒否することになる。……原判決は破棄され、右意見に従って、上告人に対し、彼らが社会保障法の下で申請人の『子供』として受給資格をもつという主張を立証する機会を与えるべく、差し戻されるものである。<sup>(23)</sup>」

本判決で適用された基準は、まず上告人の suspect の申し立を拒否していることから、伝統的な厳格審査ではないといえる。と共に、被上告人の主張した Dandridge 判決の適用をも排除したことから、伝統的な形の合理性基準でもないといえよう。この基準は、厳格審査と合理性基準を混合したものといえる。これは二つの形をもって現われていると説明できる。一つは「反証を許さない推定則」と呼ばれているものである。それは偽りの申請の防止という立法目的を掲げた後、偽りの申請がなされるのは、上告人が所属しているような父親の廃疾後に出生した非嫡出子の場合であると断定し、これら非嫡出子を有資格者の中から排除したことを許されないと判断したところと、受給資格があることを立証する機会を与えよとした部分とに示されている。いま一つは、強化された合理性基準である。それは、同法の区分が身体障害の親に子供が依存していたか否かによってなされるとすると、同法は、そのような状態にない

非嫡出子に対し資格を与える反面で、その状態にある非嫡出子には資格を与えないということを引き起しうるから、前者との関係では適用対象が広すぎ、後者との関係では適用対象が狭すぎて、この区分は合理性を欠くという判断に示されているのである。

しかし本件判断の過程で力点が置かれているのは、このうちの前者というべきであろう。なぜなら、本件判決は非嫡出子間の別扱いが推定事実による別扱いであることの不当性を強く指摘していると読みとれるからである。本件は次の点に推定事実を含んでいた。すなわち廃疾給付の立法目的は、父が廃疾状態になったことで経済的基盤を失った子供に援助を出すことである。そうであるなら、父の廃疾の前後を問わず、出生した子供は同じ状態にあることになる。廃疾後出生の子供は扶養の可能性がないということは必ずしも真実とはいえないと同時に、廃疾前出生の子供は扶養されていたとも必ずしも断定できない。父の扶養に代るものを国家が支給するということが立法目的であるなら、扶養されていなかった者へ支給する必要はない。扶養されていない者への支給の防止がいわゆる偽りの申請の防止（支給の必要性のない者への支給の防止）ということであるから、この立法目的との関係では、全ての非嫡出子は同一の状態（扶養されていたかもしれないし、扶養されていなかったかもしれないという点で同一状態）にあるのである。そうであるのに、廃疾時を境にしてそれ以前の非嫡出子にのみ扶養推定と支給の必要性推定を働かせ、それ以後の非嫡出子に対しこの推定を排除するのは、同一状態にある者を同一に扱わないことになる。これが判決の最も言わんとしたところと考えるべきであろう。ゆえに本件は「反証を許さない推定則」による違憲判決に近いものといえるのである。

次に、同じような社会保障法上の非嫡出子間の別扱い問題が、父の死亡による遺児給付の支給をめぐる争われた

事件を考察することにする。ここでは、政府側は、別扱いの正当化理由として正当な家族関係の保持ということを中心として主張していた。これは、非嫡出子間の別扱い理由としてではなく、嫡出子と非嫡出子とを別扱いする上での正当化理由として伝統的に主張されてきたものであった。連邦地裁は、この区分を違憲と判定し、最高裁はそれを支持するのである。

[Davis v. Richardson]<sup>(24)</sup>

[Griffin v. Richardson]<sup>(25)</sup>

社会保障法 42 USC § 416 (h) (3) (c) にもとづき遺族給付を受ける資格を与えられている非嫡出子が、給付申請をする場合、同法の42 USC § 403 (a) (5) によると、遺族給付については最高限度額が定められており、その支給はまず被保険者の妻と嫡出子並びに一部の非嫡出子（死者の個人財産を相続できる非嫡出子と、両親が行った結婚式にのみ瑕疵のあった場合の非嫡出子——すなわち § 416 (h) (2) (A) と § 416 (h) (2) (B) の適用を受ける非嫡出子）に対し行われ、残額がある場合に限り § 416 (h) (3) の非嫡出子に支給されることになっていた。したがって、社会保障法は、賃金労働者が死亡した場合残された家族に対し給付を行うことを定め、その場合の受給権者中には、嫡出子のみならず一部の非嫡出子をも含める政策をとりつつも、嫡出子と一部非嫡出子に対し受給優先順位を与えたのである。すなわち、優先順位者に支払われた残りの額の中からしか、大多数の非嫡出子は給付を受けることができないのであり、残額がなければ、一切給付を受けることができないということになる。ここで扱う二件は、このような嫡出子（一部非嫡出子を含む）と大部分の非嫡出子との間の別扱いは、法の平等保護に触れるかを争ったものである。

この問題を Davis 事件で審理した連邦地裁合議法廷は、本件を最近の最高裁判例に照らし、当該区分を違憲（修正五条の適正手続違反）と判断した。その判断基準は、「修正五条の適正手続条項は、正当な政府の目的に何らの合理的基礎を有していないような専断的差別を創り出す法律を、連邦政府が定立することを禁止しているのである。……連邦議会は経済立法、社会福祉立法の領域において区分を設ける上で幅広い活動の自由範囲を有しているけれども、この区分が憲法的訴えに耐えうるためには、当該条項はある程度の合理的根拠を持つか又は、連邦議会の一定の正当な目的に関連を有してはならない。」<sup>(26)</sup> というものである。

この基準を本件に適用した上での判断は、非嫡出子を別扱いすることは、立法目的に全く関係のない不当な差別であるというものであった。本件は、もともとゆるい合理性基準を適用した上での違憲判決であり、最高裁はこの判決を確認したのである。

Griffin 事件は、前述の事件と同じ争点に対し、前記事件が最高裁に係属中、連邦地裁により判決されたものである。判断は前記判決と同じく違憲判断である。

この違憲判断は、適用基準がどのようなものであっても判断結果は変わらないとする。すなわち、「区分は、合理的理由にもとづくものでなくてはならず、不当な差別であってはならない」という基準であれ、「合理的正当化理由を全く欠く明らかに専断的な区分であってはならない」という基準であれ、また、「この区分を正当化する『不可避免的州益』が存在しなければならぬ」という基準であれ、本件区分は無効となるというのである。<sup>(27)</sup> すなわち、審査の厳格性の程度がいかなるものであっても、本件区分は違憲となるのである。違憲の理由は、正当な家族関係の保持に当該区分は資するという、政府主張の正当化理由は合理的根拠を欠くという点にある。すなわち、各州自身が適

切な家族単位というものについて有している観念を、社会保障法によって保護又は育成するという正当な利益を、連邦議会は有していると主張することは、説得性を欠くとするのである。その第一の理由は、たとえ非嫡出子が社会保障給付を認められることになっても、それによって、非嫡出子出生の原因が促進されると考える合理的根拠を理解することは不可能であるということである。理由の第二は、もしも連邦議会在が社会保障法の下での給付を制限することにより、非嫡出子の出生を思い止まらせようと考えたのであれば、それは、全ての非嫡出子に対してそうすべきであった。すなわち、単に § 216 (h) (3) の下での非嫡出子についてだけでなく、 § 216 (h) (2) (A) (B) の下での非嫡出子についてもそうすべきであった。にも関わらず、実際には、 § 216 (h) (3) の下での非嫡出子のみが排除されているということは、連邦議会在が専断的に行為したことを立証しており、非嫡出子の誕生を抑えると主張されている議会的を何ら促進していないというものである。この判決も最高裁により確認された。<sup>(28)</sup>

本件では、非嫡出子間の別扱いに対し、政府は、嫡出子、非嫡出子の別扱いを正当化する理由をあてはめようとしたのである。本件判決の意義は、このような正当化理由はいかなる基準を適用しても許されるものではないとしたことである。すなわち、正当な家族関係の保持ということと、嫡出子・非嫡出子の別扱い（本件では非嫡出子間の別扱い）との間には、強力な関係は言うに及ばずいかなる程度の関係も存在しないと述べているのである。この判決を最高裁が確認したということは、もはや、この伝統的正当化理由は存在する余地すらなくなったということであろう。ところが、このような一連の違憲判決の流れの末に最高裁自身の手になる合憲の判断が下されるのである。この争点もまた非嫡出子間の別扱いの適憲性にあった。次にその合憲の論理とそれに反対する反対意見の論理を考察することにする。

本件も連邦社会保障法の適憲性を争った事件である。同法は、被保険者である賃金労働者が死亡した場合、その子供に対し遺児保障給付を出すことを定めている。そして同給付の受給が認められるためには、原則として、(1)申請人が死亡した被保険者の子供であること、並びに②申請人は被保険者の死亡時において、被保険者に扶養されていたこと、の二点を申請人は立証しなければならない。しかし同法はこの要件を全申請人に対し課しているものではない。すなわち、一定の申請人に対してはこの立証責任を免責しているところから、憲法上の争点がもちあがるのである。

まず第一に、同法は前述の要件中の「子供」を次のように定義する。①嫡出子、法律上の一定の養子、一定の継子、孫、継孫 (42 USC § 416 (e))、②次あげるグループに属する非嫡出子 (42 USC § 416 (h)) すなわち(i)被保険者の死亡時の居住州の無遺言法によって、子供として被保険者の財産を相続できる者 (42 USC 416 (h) (2) (A))、(ii)法律上の婚姻障害のゆえに無効な両親の婚姻関係から出生した子供 (416 (h) (2) (B))、(iii)被保険者が書面で認知した者、被保険者が父であることが裁判所決定で確認されていた者、裁判所が、被保険者に父親なるがゆえに扶養するように命じていた者 (ただし、これらの認知、裁判所決定は被保険者の死亡前になされていなければならない)。(42 USC § 416 (h) (3) (C) (i))。 (iv)また、被保険者が申請人の父であって、被保険者は、その死亡時、申請人と同居していたか、または申請人を扶養していたことが立証された者 (42 USC 416 (h) (3) (C) (ii))。

第二に、申請人が被保険者の扶養者であったことの立証問題についてであるが、これについても同法は次のように一定の子供については扶養者の推定を行う規定をおいていた。すなわち、416 (e) と 416 (h) (2) (A)、416 (h) (2) (B)、416 (h) (3) に定められていた条件に該当する子供に関しては、被保険者の扶養をうけていたと絶対的に

推定されることになっているのである (§ 402 (d) (3))。この規定によると、前述した「子供」のうち、一つのクラスに属する者を除いて、他のすべての子供は、被保険者の死亡時に、被保険者に実際に依存していたとか、実際に金銭的に扶養されていたということを立証する責任を免除されていることになる。したがって、このような扶養されていたことの立証を要求される唯一の子供は、§ 416 (h) (2) または § 416 (h) (3) (C) (i) のいずれかの条項を満しておらず、そして、被保険者の死亡時に、被保険者と同居していなかった非嫡出子として、42 USC § 416 (h) (3) (C) (ii) に定められている者ということになる。

このように、社会保障法は遺児保障給付の受給要件として、死亡した被保険者が申請人の父親であったこと、ならびに、死亡時当該子供と同居をしていたか、または子供の養育費を支払っていたという立証の義務を、非嫡出子中の一定の者に対してのみ課し、他の者には課していなかった。このことが憲法の平等保護規定に抵触するかという憲法上の争点を提起したのが本件である。

本件には次のような事実が認められている。本件原告の父母は、一九四八年から、一九六六年に別居するまで同居していたが、両者は婚姻関係にはなかった。この間に二人の子供が生まれ、一九六八年父親は死亡した。彼は二人の子供の父親であることを遺言で認知していなかったし、また生前に彼が父親であることを確認する裁判所決定も下されていなかった。父の死後、母親は二人の子供のために社会保障法による遺児給付の申請を行ったが、受給資格を認められなかった。その理由は、被保険者が二人の子供の父親であることは証明されたが、死亡時点で被保険者は子供と同居していなかったし、子供の生活費も出していなかったということ、並びに、同法所定の扶養推定条項の適用を受けないということから、子供は、被保険者の死亡時、当人の扶養者ではなかったということである。



このように、一定の非嫡出子のみ、被保険者の死亡時に、被保険者によって扶養されていたという立証責任を負わせ、他の者にはそのような義務を課していない、この区分を連邦地裁は違憲と判断した。理由は、依存性推定条項は、実際には被保険者に依存していない子供にも遺族給付受給資格を認めていることになるから、適用対象が広すぎるということであった。適用された基準は、*suspect* 論からする厳格審査であった。<sup>(30)</sup>

連邦最高裁は、当該区分に対し合憲の判断を下し原判決を破棄した。これには三名の判事の反対意見が付されている。まず、法廷意見の判断基準と理由を次に考察してみたい。

原審裁判所と本件被告人は、嫡出子、非嫡出子による区分は *suspect* であるから、そのような区分に対しては厳格審査を適用すべきであると主張した。これに対しては、次のようにそれを否定する判断を示す。

「非嫡出子の法的身分には、人種とか出身国と同じように、非嫡出子個人の支配できない原因により決定される性格がある。したがって、非嫡出子という身分は、個人が社会に参加し貢献する能力とは何らの関係をもっていないということは真実である。当法廷はウェーバー事件において、次のことを認定したのである。すなわち『両親の違法な結びつきを社会が認めないということとを表明するために、子供に非難をあびせることは非論理的であると同時に正しくない。その上、非嫡出子に不利益を負わすことは、法律上の責任は、個人の責任または個人の悪行と相当な関係があるべきだとするわが制度の基本的な考え方に反するものである。明らかに、子供は自己の出生に何らの責任をもっていないし、また非嫡出子を不利益扱いは不正であると同時に、親の行動を抑制する方法としては効果のないものである』と。だが、法律がこのような方法で、専断的である場合には、当法廷は、本件で主張されているよりはもっとゆるい基準にもとづいても、この差別は許されないものと判定するのに何らの困難を覚えなかったのである。(Cahill, 411 US 619 (1973); Richardson v Davis, 409 US 1069 (1972); Richardson v Griffin, 409 US 1069 (1972); Weber, 406 US 164 (1972); Levy, 391 US 68 (1968))。また、これまでの先例にとらわれてい

た区分が合理性を欠いていたからといって、区分の理由の中に嫡出性というものを含んでいるような他の区分も（合理性の可能性も考えられるから）、生来、許されないということを立証するものではない。たしかに、法律は、長きにわたり一定の状況において、特に養育義務とか家族法の別の面に関しては、非嫡出子を嫡出子に比較して、より劣った地位に置いてきた。しかし、この非嫡出子に対する差別は、決して、女性と黒人に対する歴史的、法的、政治的差別のもっていた厳しさとか、浸透性とかを伴ってこなかったのである。その理由としては、おそらく一つには、差別の根が子供というよりもむしろ両親の行為にあるということであり、また一つには、非嫡出子は人種とか性のように明白な外見を伴うものでないということが考えられる。

したがって、当法廷は、同法の行っている嫡出性という理由にもとづく個人間の差別は、当法廷のもっとも厳しい審査が伴うところの『多数派による政治過程からの普通以上の保護を命ずる』(San Antonio School Dist. v Rodriguez, 411 US 1, 28 (1973)) ものではないという、当法廷の初期判断 (Labine v. Vincent, 401 US 532 (1971)) に固執するものである (Jimenez, 417 US, at 631-632; Weber, 406 US, at 173, 175-176)<sup>(31)</sup>]

このような理由から、非嫡出子区分は、厳格審査の適用要件である suspect には該当しないと判断した。そして「当法廷は、当該制定法上の区分は、被保険者の死亡時における申請人の依存の可能性というものに合理的関連性をもっているがゆえに、許されると判断するものである<sup>(32)</sup>」と述べる。その判断理由は次のごとくである。

まず、扶養推定条項の設定目的と、その審査基準問題について、次のような立場を明らかにする。

「依存性について法律上の推定を採択した連邦議会の目的は、明らかに行政の便宜性を助けることにあった。連邦議会は……依存性が客観的にみてありそうな場合には、依存推定を行うことにより、個々の事件毎に判定することの煩わしさと経費とを避けることができたのである。行政機能を助けるためのこのような推定（これらは事例毎の判定の場合とその結果を異にするかもしれないが）は、（正確な判定を引き出せる別の手段を採らなくても、それが本件で適用される審査基準の許容度を満している

限り)修正五条の下で許されるものである(See, Weinberger v Salf, 422 US 749, 772 (1975))。

もっとも厳しい審査の場合においては、このような概略性は、少くとも、給付受給者の範囲が広すぎることに、政府が該当者以外の者に支払う金銭よりも、行政上の出費をおさえることにより節約される金銭の方が多という証明によって支えられねばならぬ。(Frontiero v Richardson, 411 US 689 (plurality opinion))。しかし、本件に適切と思われる審査基準の下では、制定法上の区分とそれが反映しているといわれている依存の可能性との間の関連の重大性は、『科学的に立証される』(James v Strange, 407 US 128, 133 (1972)) 必要はないのである。いずれにせよ、当裁判所は、もっとも厳格なものより少しゆるい審査の領域では、連邦議会は、最終的に『支出される』経費によってのみ行政調査にかかる負担を計るよう要請されるとは考えないのである。すなわち、福祉への使用額と行政調査への使用額を比較して決定する必要はないのである。最後に、その立証が判断されるべきところの審査は、内容のない審査ではないが、この関連性の不十分性の立証責任は被告側にあるのである。<sup>(33)</sup>」

これより、本件に適用される基準は、いわゆる厳格審査でもなく、また、反証を許さない推定則でもないが、しかし、司法審査の放棄と批判されるもっともゆるい合理性基準でもないことが明らかとなる。これは厳格とゆるい合理性基準との間の強化された合理性基準といえよう。

この基準を適用した上で、本件で争われている法律上の区分は、親の死亡時における子供の依存性にもとづいて給付資格を与えるという目的に合致した、経験から導き出された合理的判断として正当化されると合憲判断を下す。<sup>(34)</sup>

判決は、扶養推定をうけている子供は、いずれの場合も父に依存している可能性が高いと合理的に考えられる場合であるとしているのである。すなわち、嫡出子、無効な結婚から出生した子供、養育命令が出された子供、父親であることを確認する決定が出された子供、遺言により認知された子供、州の無遺言法により父親の個人財産を相続できる子供、等は、父の死亡時点で、彼に依存していた可能性が高いと考えるのは合理的であるとするのである。<sup>(35)</sup>

以上が、中間的基準を適用したうえでの合憲判断である。しかし、もしこの基準が強化された合理性基準であるとすると、法律の適用対象が広すぎる場合には合理性を欠くことになるはずであるが、その判断は示されていない。本件判断は、結局、立法裁量を広く尊重するという判断といふべきであろう。適用された基準による判断というよりも、ゆるい合理性基準による判断に近いものといえる。<sup>(36)</sup>

#### 反対意見の論理<sup>(37)</sup>

反対意見はまず、Jimenez 事件と本件とは区別できないという判断に立つ。この点において、これら二つの事件を区別した法廷意見とその大前提を異にするわけである。反対意見は両者の類似性を次のように認定する。

① Jimenez では、賃金労働者が身体障害者となる前に、当該非嫡出子に養育費を出していたという要件が問題となっていたのに対し、本件では、賃金労働者が死亡時に当該非嫡出子の養育費を出していたという要件が問題とされている。②前者では、すべての嫡出子と非嫡出子の一部とは、実際には扶養されていなくても、常に被保険者の扶養者であったという絶対的推定をうけていたがゆえに、当該法上の区分は適用対象が広すぎたとされた。この批判は本件の法上の区分に対してもあてはまる。③ Jimenez の区分は、実際に被保険者に依存していた幾人かの非嫡出子を絶対的に排除していたがゆえに、適用対象が狭すぎるとされた。これに対し本件では、被告二人の子供は各々父親により養育されていた(十五年間と八年間)にも関わらず、有資格者クラスから絶対に排除されていた。もしも Jimenez の「適用対象が狭すぎる」ということが専断的であったのであれば、本件の区分は数年にわたる養育に対してよりも、特定時点における養育により大きな重点を置いているのであるから、もっと批難に値するものといえるとする。④前者では、区分の立法目的は「偽りの申請の防止」とされ、判決は、一つのクラスに属す非嫡出子を包括

的、絶對的に排除することを正当化するものとしては、この目的は不十分と判断した。本件では、同じような包括的絶對的排除に対する正当化理由として、「行政上の便宜性」が指摘されている。これについて反対意見は、同じ公益に対する別名でしかないとする。以上、四点につき、反対意見はこの二件の間に相違点を認定できないとする。

次に、本件に適用されるべき判断基準について法廷意見を批判する形で述べる。

まず、法廷意見が前提としていたもの（「非嫡出という法的身分は、それがどのように定義されようとも、人種とか出身国と同じように非嫡出子個人の支配の及ばない原因により決定される性格である。そしてそれは、個人が社会に参加し社会に貢献する能力というものに何らの関係をもっていないのである。」このゆえに「非嫡出子が無能力者とすることは、法的責任は個人の責任、悪行にある程度の関連を持っているべきであるというわが制度の基本的考え方に反する」のである。ゆえに当該法上の区分は「非論理的にして不正」である。）に立つかぎり、区分は、単なる「行政上の便宜性」よりもっと重大な公益によって正当化されないかぎり無効であるという結論に達することは明白であるとする。そして「非論理的で不正とされているものは、より正当で、かつ強度の合理性をもつ理由によって以て外は認められるべきでない」とする。そして次のように述べる。

「当法廷は、単に彼らが非嫡出子であるからという理由で非嫡出子を不利益扱いしているような区分は無効であると、くりかえし判断してきた。彼らの両親が結婚していなかったがゆえに、責任のない子供に負担を負わすことがいかに非合理的であろうと、現実には非嫡出子は、わが社会において伝統的に不利益扱いされてきたクラスである。このような冷遇の伝統があるがゆえに、当法廷は非嫡出性を含む区分を吟味する際には、特に注意深くあるべきなのである。というのは、伝統的な区分は、新しく創られた区分よりもっと、歩みを止めて正当化理由を考察することなく使用されがちであるからである。分析よりも慣習が、

男と女、外国人と市民、嫡出子と非嫡出子とを区分することを、許されることでしかも自然なことと思わせるのである。わが歴史上の非常に多くのことが示すように、黒人と白人とを区分することにも同じような惰性が存在するのである。しかし、この種の固定観念化された反応は、区分目的とされているものに（全くの偏見的差別であるもの以外のものに）なんらの合理的関係をもっていないのである。<sup>(38)</sup>」

本件区分についても許されないと、次のように判断する。

「この区分について、有資格者クラスという文言で表現されようと、依存性についての推定という文言で表現されようとも、嫡出性、書面による認知、または州法、というものが、被上告人の立場にある子供よりもっと「依存者」としての可能性のない多くの子供を、有資格とするという事実が残るのである。しかし、行政上の便宜性の名において、当法廷は、これらの遺族給付が、支配的要素と考えられているもの、すなわち子供の父親への依存性というものに、もっとも希薄な関係しかもっていない理由にもとづいて、配分されることを認めているのである。

「行政の便宜性」の名において今日支持されている区分は、おそらくは、非嫡出子を嫡出子より、より値うちのない人間として考える伝統の産物であるという意見に賛成するものである。主権者は、はっきりとこの伝統を拒絶すべきである。非嫡出性は、性とか人種のように見る者（第三者）に明らかでないという事実は、このような政府による区分の不当性を減ずるものではない。これが不当な社会的非難の源であるということ、また、これについて（非嫡出子）個人はいかなる責任をも負っていない<sup>(39)</sup>ということ、否定されえないのである。」

この反対意見の適用した審査基準についても、不明な点があるが、区分をするうえで政府側の主張した公益（行政の便宜性）では不十分であるという判断を示しているところから、厳格審査に近いものと考えることが可能である。

非嫡出性を理由とする区分を、人種、性による区分と同じものと考え、これらには同じ基準が適用されるべきだと考

えているようである。

(二)「平等」と「行政上の便宜性」

以上、父子関係における非嫡出子別扱い問題を「扶養」との関係で考察してきた。<sup>(40)</sup> その結果、この一連の判決によって、嫡出子、非嫡出子別扱いは憲法上許されないことが確認されたということと、しかし同時に、この平等化過程において、最高裁が、扶養推定条項適用上の不平等扱いを一部認めたことにより、右の非嫡出子別扱い撤廃は不徹底な形に終わったということが明らかになったといえよう。最高裁判決のもつこの相矛盾する面を最後に指摘しておきたい。

(a)最高裁は、子供の扶養を受ける権利に関しては、父が生存して扶養する力を有している場合も、父がその力を喪失した場合も、子供である限り嫡出子と非嫡出子とは平等に扱われねばならないと考えている。すなわち、第一に、父親の扶養義務は全ての子供に等しく及ぶのであって、それを子供が嫡出子か非嫡出子かにより違えることを憲法は容認しないということである。生存の経済的基礎の提供を父から受ける必要性があるという点において両者は同じ状態にあるからである。第二に、父が貧困、廃疾、死亡のためこの扶養義務を遂行できなくなり、この義務を国が代行する（又は第三者に代行させる）場合にも、嫡出子、非嫡出子を差別扱いしてはならないということである。こゝでも生存のための経済的基盤を必要としているという点で両者は同一状態にあるからである。このように子供の生存に関する問題についての嫡出、非嫡出区分を一切認めないという立場が、最高裁の立つ原則的立場であるということが判決分析の結果、明らかになったことである。

(b)しかし、この嫡出子、非嫡出子間の扶養領域における平等化は完全な平等化ではなかった。考察してきた一連の

最高裁判定にはひとつの大前提が存在していた。それは子供は生存していくためには父による経済的支えを必要としているということである。この前提要件を嫡出子、非嫡出子に対し平等に適用することを、最高裁が必ずしも求めていない場合がある。最後に考察した *Mathew v. Lucas* 合憲判決の存在がそれを物語っているのである。そしてここに嫡出子、非嫡出子平等化の不完全性の原因が存在しているのである。

最高裁は、伝統的家族関係の保持という目的を達成するために非嫡出子を全員(又は一部)別扱いを憲法上許されないとした。また偽りの申請を防止するという目的の達成のために一部非嫡出子を別扱することも許されないとした。その理由はこの別扱いは、同一状態にある嫡出子、非嫡出子を同一に扱わないことになるというものであった。しかし *Lucas* 判決において、行政の便宜性を助けるためには一部非嫡出子を別扱いは許されると判断したのである。その理由は両者は父から受ける扶養の可能性という点で同一状態にないということであった。

父による扶養を実際に受ける必要性がある子供、父による扶養を実際に受けていた子供という点において、嫡出子、非嫡出子は同一の状態にあるが故に、これを両親が伝統的家族形態(婚姻関係にある男女が中心となり構成されるもの)を採っていないという理由だけで別扱いは許されず、また、婚姻関係になかった男女から出生した子供だけを、偽りの申請者(父子関係が存在しなくまた、父による扶養の必要性と扶養の事実が欠如しているのに扶養を求める者)扱いすることは許されないとした。しかし、父の扶養を受ける必要性のある子供、現実に扶養を受けていた子供であることの認定をどのように行うかということになると、嫡出子と非嫡出子との取り扱いが異なることを最高裁は認めたとした。すなわち、嫡出子については、父によって扶養されている可能性が高いということから、父子関係が存在すれば、扶養についての必要性、扶養の事実が存在したと見なされるのに対し、非嫡出子については



この可能性が低いということから、全ての非嫡出子にこの同じ推定が必ずしも平等に及んでいなくてもよいと、考えているのである。最高裁は、非嫡出子の形態によってこの推定を及ぼしたり、及ぼさないでおくことを可能とする唯一の理由は、行政経費の節減にあるとする。すなわち、嫡出子にまず、扶養推定を働かせ、次に、扶養されている可能性の高い非嫡出子にこの推定を拡大することを認めながら、未認知の非嫡出子についてはこの推定を排除して立証を要求することによって、すべての非嫡出子について個別に扶養の必要性の有無、扶養の事実の有無を判定するという行政上の手続を省略することが可能となり、この手続に要する経費を節約できるということである。このように最高裁は、嫡出子と非嫡出子の扱いの平等化を目指しつつも、扶養推定の平等適用を拒否したことによって、平等原則の実現を指向する過程でこの点において平等原則の達成を逸するという矛盾を犯したのである。

この矛盾した態度は各々どのような機能を最高裁に果させているのか。まず、一連の違憲判決により最高裁の果たした機能は次のようなものといえよう。違憲判断が下された諸事件において共通に見られる事実は、非嫡出子が父による扶養を必要としていたか、実際に父によって扶養されていたという状態にありながら、法律の定める恩恵に浴すことができなかったことである。すなわち、Weber では嫡出子四人と非嫡出子二人が同居し父の扶養を受けていたのに父の事故死後、代替措置の恩恵にあずかったのは嫡出子のみであった。Gomez では非嫡出子は父の扶養を必要とする状態にあったのに非嫡出子なるが故に扶養を許されなかった。Cahill でも非嫡出子は父の貧困により保障を必要とする状態にあった。Jimenez でも三人の非嫡出子は同じように父と同居し、養育を受けていたのに、廃疾後出生した二人のみが給付を拒否された。Davis では父の死後、嫡出子四人が給付全額を受けとり、その結果、父の養育を受けていた非嫡出子が給付を受けられなかった。Griffin では、父の死後、父の継子四人が遺児給付全額を支給された

ので、扶養されていた非嫡出子がそれを全く支給されなかったというものであった。これらの事実を見る限り、法律規定は、嫡出子と同一状態にある非嫡出子に対し余りにも大きな不利益を与えるものであることが判明する。これらは全て、立法の趣旨からして当然に法の適用対象に入っているべき子供が排除されていた事例なのである。最高裁がこれらに違憲判決を下し、もって救済を与えたということは法律の不備によるこのような不正を正すエクイティ的機能を果たしたことになるのである。これに対し、合憲判決 *Lucas* の事実関係を見ると父の死亡時において子供は父と別居し扶養を受けていなかったことが分る。また、同じ合憲判決の *Norton* においても、父の死亡時、子供は父の扶養を受けていなかった。故に、これらは法律が当初から予定していなかった子供ということになるのである。前述の違憲判決事件はいずれも扶養推定事実が非嫡出子のもつ事実と合致せず、従って非嫡出子が不利益を被った事例であったのに対し、*Lucas* と *Norton* は推定事実が非嫡出子のもつ事実と合致していた事例である。故に、これは、父の扶養を受けていない子供で、扶養推定の適用を受けているが故に、本来受けるべきでない利益を受けている子供（嫡出子と一定の非嫡出子のグループ）と、扶養推定の適用を受けていないが故に、この同じ本来受けるべきでない利益を受け損なった子供（非嫡出子）との間の別扱い事件なのである。これもまた、法律の不備が引き起こした不正であるが、その不正の内容は、本来、利益を受けるべきでない者の間に別扱いが存在したというものであった。最高裁の合憲判決は、このような意味で同一状態にあった者を同一に扱わなかったことになるのである。最高裁は、法律の不備を放置することにより不正を正す機能を果たす機会を逸したのである。

このような *Lucas* 判決に表明された態度の問題点はどこにあるというべきか。この態度は *Frontiero* 判決との関係が問題となる。この事件も、立法趣旨との関係で *Lucas* における意味での相違のない者の間の不平等扱いが争わ

れた事件であった。法定扶養家族でない配偶者について、男性軍人の配偶者には扶養推定を働かせることで手当を支給したのに対し、女性軍人の配偶者はこの扶養推定の適用を受けなかった。この同じ手当を受けられなかったという事件であった。立法趣旨に照らすと、本来、利益を受けるべきでない者のうち、一方は推定条項の適用範囲に入っていたので利益を受け、他方は推定条項の範囲外にいたため利益を受けえなかったのである。最高裁はこの点の不平等性を指摘して、女性軍人を救済したのであるが、本件では、同質の不平等が存在しつつも、これを救済しなかったのである。法廷意見は、前者の場合には性に対する偏見が存在したが、本件の場合には非嫡出子に対する偏見は存在しないとされた。はたしてそう言い切れるであろうか。最高裁は立法目的との関係で法律の定める恩恵に浴してはならない者を平等に排除せず、一部の非嫡出子のみを排除し、残りを放置するに際し、これを支える唯一の正当化理由を行政の便宜性を助けるということに求めた。だが、行政の便宜性を助けることは正当な公益であるとしても、行政の便宜性への配慮は二つのグループについて平等になされるべきではなかったのか。そして、本来受益者の中に入っていない者が受益しているという点でこの法律は不正確であるというのであれば、その是正が必要となり、そのための手段は個別的立証責任を二つのグループに平等に課すということではなくてはならないであろう。にもかかわらず、一部の非嫡出子のみに対して扶養推定を排除しうるとするならば、その真の区分理由は、性の役割についての固定観念と同じく、非嫡出子に対する固定観念以外には見出し難いというべきであろう。

個の尊重の念より、最高裁は嫡出子・非嫡出子別扱いを原則的に許されないという基本的立場を一連の違憲判決の中で打ち出しながらそれを徹底させえなかった。「行政の便宜性」による別扱いを認めた瞬間にこの基本姿勢は一部崩れ去ったのである。何故なら、「行政の便宜性」は「個の尊重」の念と相入れない面を持つ原理であるからである。

最高裁が、個人の尊重の念と行政の便宜性尊重の念という相対立する面を持つこの両原則の優劣関係を明確にすることを避け、両者の調和点を求めようとしたところに最大の問題点があるというべきであろう。

扶養以外の父子関係における非嫡出子別扱いに対する最高裁の態度はどのようなものか以下考察したい。

(1) *Levy v Louisiana*, 391 US 68, 20 L Ed 2d 436 (1968)

(2) 406 US 164, 31 L Ed 2d 768 (1972)

(3) ルイジアナ州民法は、非嫡出子を懐妊した時点でその父母が法律上、結婚することができない状態にある場合には、父がこの子供を認知することを禁止している (*La Civ Code Art 204*)。本件の非嫡出子の父はすでに結婚していたので、非嫡出子の母と結婚することはできず、したがって、非嫡出子を認知することはできなかった。そこで当該非嫡出子は未認知の非嫡出子の地位に留まらざるをえない状態に法律上あるのである。従ってまた、労災補償を受けられない地位に法上あるのである。この点が本件のもつ特殊事情である。

(4) 31 L Ed 2d 768, 777.

(5) *ibid.*, 777-778

(6)(7) *ibid.*, 779.

(8) 「州が、父子関係証明に伴う潜在的な困難を取り除くために、労働者災害補償法と不法行為による死に関する法律において、専断的一線をしばしば引いてきたことを当法廷は熟知している。本日の判決中には、この点に関して州の裁判制度により大きな負担を課すことになるものは何もないのである。死者の扶養家族に求償権を限定することによって、ルイジアナ州は、(扶養されていない)非嫡出子までも捜し出し、父親であるということの不確定な主張について判定を下さねばならないという、将来起りそうな問題を相当軽減しているのである。当法廷の判断は、この点に関するルイジアナ州の選択に全面的敬意を表明するものである。それは労働者災害補償法に対する請求人を、死者と直接血のつながりがあり、扶養をうけているという関係にある者以外にまで拡大するものではない。……当法廷の判決は、州が結局のところ彼らの請求の真实性を判定することを求められることになる二つのクラスの人物間の扱いの平等性を要求しているのである。」 (31 L Ed 2d 768, 778)

(9) 次の先例に言及している (406 US 164, note 14.)。 *Graham v Richardson*, 403 US 365 (1971); *Hunter v Erickson*,

393 US 385 (1969); *Brown v Beard of Education*, 347 US 483 (1954); *Hirabayashi v US*, 320 US 81 (1943)

(10) 409 US 535, 35 L Ed 2d 56 (1973)

(11) *ibid.*, 59-60.

(12) 但し、ルイジアナ州の Wronful Death Statute の中で損害賠償請求権を与えられている「子供」の中には、一九四四年 *Thompson v Vestal Lumber & Mfg. Co.*, 16 So 2d 594 判決では、嫡出子、認知された非嫡出子、嫡出子化された非嫡出子が含まれるという解釈が示された。この解釈に立つと「子供」の中から排除されている者は未認知の非嫡出子ということになる。この判決は父子関係が争われる場合に意味をもつといえよう。(20 L 2d 441, 445, note 7).

(13) 411 US 619, 36 L Ed 2d 543 (1973).

(14) 349 F Supp 491.

(15) 36 L Ed 2d 543, 545.

(16) 42 U. S. C. 416 (e).

(17) 42 U. S. C. 416 (h) (2) (A).

(18) 42 U. S. C. 416 (h) (2) (B).

(19) 42 U. S. C. 416 (h) (3) (A) (B) (C) (i) (ii).

(20) 417 US 628, 41 L Ed 2d 363 (1974).

(21) 397 US 471, 25 L Ed 2d 491 (1970).

(22) 353 F Supp 1356.

(23) 41 L Ed 2d 363, 370.

尚、本件と同一争点に対する控訴審の違憲判断を連邦最高裁が確認したものに *Beaty v Weinberger*, 478 F 2d 300 (1973), summarily *affd*, *Weinberger v Beaty*, 418 US 901 (1974) があつた。

この事件では二人の非嫡出子が父の廃疾時に父によって扶養されていたか否かという事実認定が争われた。厚生長官は二人の非嫡出子は廃疾時に父に扶養されていなかったと認定した結果、416 (h) (3) (B) (ii) を満していないということで廃疾給付を拒否した。第一審裁判所は第一子は廃疾時扶養されていたと認定して、これに対する支給を認めしたが、第二子は廃疾後

に出生したという理由で支給を拒否した。第二審裁判所は、第一子への支給を認めた上で、第二子の扱いについては、これを 416 (h) (2) の非嫡出子と差別するものとして違憲の判定を下し、もって第二子に対する支給をも命じた。この判断を最高裁は確認したのである。

- (24) 342 F Supp 588 (1972), summarily affd, *Richardson v Davis*, 409 US 1069 (1972). 本件では次のような事実関係が認定されている。フレッド・デイビス(賃金労働者、非嫡出子ノーマの父親)は一九六八年一月二二日死亡した。当該男性と婚姻外の女性との間に一人の子供があった。デイビス氏は生後その子供を認知した。死亡時この子供と同居していなかったが、彼は定期的に週七ドルの養育費を出し、衣服を買い与えていた。彼と妻との間には四人の子供があった。死後、非嫡出子の母が子供のために遺児給付申請を行ったところ、社会福祉事務所は当該子供をデイビスの子供と認めたが、給付は受けられなかった。何故なら、デイビスの死後、妻と四人の子供が給付申請を行い、すでに算定されていた遺児給付最高限度額を全額受けとっていた(デイビス氏の所得記録にもとづいて支払われる家族給付最高額は三六二・四〇ドルと算定された。そして妻と四人の子供が受けうる最高給付額はこれを越えていた。)ので非嫡出子には何も残っていなかったためである。

- (25) 346 F Supp 1226 (1972), summarily affd, *Richardson v Griffin*, 409 US 1069 (1972). 原告の父は一九六九年八月二十一日に死亡した。死亡の十ヶ月前の十月二十六日にある女性(前婚による四人の子供あり)と結婚し、四人の子供は当該男性の継子となった。結婚後数週間で別居し、それは彼の死まで続いた。彼には結婚前に別の女性との間に実子(Barbara Griffin, 1960. 10. 8 生れ)がいた。しかしこの女性とは結婚していなかったため、子供は非嫡子であった。彼は一九六〇年十二月六日の裁判所命令により、この子供を死亡時まで扶養してきた。父の死後、彼の四人の継子は遺児給付を支給されたが、この非嫡出子(216 (h) (3))が遺児給付申請をしたところ、すでに継子四人が遺児給付最高限度額全額を受給したという理由で、支給を拒否された。そこで同条の違憲性を争ったものである。

- (26) 342 F Supp 591.  
 (27) 346 F Supp 1233.  
 (28) 346 F Supp 1226, 1234-1235.  
 (29) 427 US 495, 49 L Ed 2d 651 (1976).  
 (30) 390 F Supp 1310-1320.

(31) 49 L Ed 2d 660.

(32) *ibid.*, 663.

(33) *ibid.*, 663-664.

(34) *ibid.*, 664. 尚、判決は、これまで最高裁が非嫡出子関係事件で違憲判断を下した諸条項と、本件条項とは全く異るとして区分する。先例として言及しているのは、Gomez 判決、Cahill 判決、Weber 判決、Levy 判決、Griffin 判決、Davis 判決であり、これら諸事件で、法律中では一件を除き他のすべての下では、嫡出子は自動的に給付資格を与えられていただけでなく、非嫡出子は、非嫡出性を唯一の最終的理由として、かつ、依存性とか他の正当な要素とは無関係に給付を拒絶されていたとする。

また、同じ社会保障法中の条項が争われた Jimenez 判決では、非嫡出子間の区分の適憲性が争われたのであるから、本件争点と類似性があるのであるが、判決はこれについても本件と区別する。Jimenez では、父親の障害後に出生した非嫡出子中の一定の者は、父への依存性の立証とは無関係に給付を絶対的に排除されていたが、障害後に出生した非嫡出子のうちの一定の者に給付を拒絶するに際しての、この絶対性が本件には存在しないと述べる。すなわち、本件における非嫡出子は、被保険者の死亡時における養育費の支払いとか同居を証明することによって、遺族給付をうける資格を与えられるからであるとする。

しかし、判決は、このように証明の機会が与えられていることで即座に合憲と判断するのではなく、次に、本件におけるように、一方の当事者に対しては立証の責任を免除し、他方の当事者に立証責任を課していた法律が、性による差別として違憲と判断された *Frontiero v Richardson* 判決 (411 US 677) に言及し、それと本件とを次のように区別する。

「このような性にもとづく差別の無効性は『男性勤労者の所得はその家族の生計に重要な意味をもって、女性勤労者の所得はその家族の生計に重要な貢献をしていない』というような、差別の根底に横たわる幅広い仮設に依拠していたのである。これらに比較して本件では、この法律はこれらの事例ほど嫡出子と非嫡出子との間を明白に差別してはいて、注意深く別の考察に目が向けられているのである。依存性についての推定は、実際の依存性の可能性を十分示していないような場合のみ許されないものである。さらに、当法廷は、依存性についての推定を引きおこしている諸要素が、依存性の可能性に対し相対な関係をもっていないということとはできないと考える」(49 L Ed 2d 665-666).

尚、同日、最高裁は、本件と同一争点をもつ事件に同じく合憲判断を下している。Norton v Mathews, 427 US 524, 49 L Ed 2d 672 (1976)。この事件における非嫡出子は、高校生の両親(十六歳と十四歳)から出生した。この両親は、結婚もしていないし、一度も同居していない。子供が出生した時、父は六ドルと衣服数点を子供に与えたのみで、その後、年齢も若く就職もしていなかったことから、子供の養育費を支払っていなかった。父はその後軍隊に入隊し、十九歳でヴェトナムで戦死した。戦死前に、父は子供のために扶養手当支給の手続にとりかかったが、戦死までに手続は完了していなかった。当該非嫡出子を実際に養育していた母方の祖母が、父の死後、非嫡出子のために遺児給付の申請をしたところ、216 (h) (3) (C) (ii) の要件(扶養又は同居)を満していないとされたので、同条項の違憲を申し立てたのである。

(35) しかし、これらの子供は依存の可能性が高いと言えるとしても、必ず依存していたと断定することはできないであろう。また逆に、本件でこの依存推定の対象から除外されている子供(非嫡出子の一部)についても依存性の可能性は低いということも言えても、必ず依存していないとは断言できない。そうであるとすると、議会の引いたこのような一線は許されるものかということがどうしても問われることになる。しかしこれについて判決は、扶養の可能性の有無というような実際の、経験的評価を伴う事項は連邦議会の管轄事項である。裁判所はこの判断が、明白に誤っている場合以外は、これを尊重すべきであるとした。(ibid., 667)。

(36) Mathew v Lucas 判決の法廷意見に対しては多くの批判が見られる。Notes, Mathews v Lucas: A Setback in the Illegitimate's Quest for Equality under the Law, 16 JOURNAL OF FAMILY LAW 37 (1977-78); Recent Cases, Constitutional Law—A Less than Most Exacting Scrutiny for Illegimates, 42 MISSOURI LAW REV 444 (1977); Note, Discrimination Against Illegitimate Children—The Supreme Court, 1975 Term, 90 HARV. L. REV. 123 (1976)。

(37) 49 L Ed 2d 651, 667-671.

(38) ibid., 669-670.

(39) ibid., 671.

(40) 本章で考察した諸判例を、平等保護法理が福祉領域でどのように展開されていくかという広い視点より考察した研究として米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題」(一)(民商法雑誌七九一一—八二二)がある。

(41) 411 US 677, 36 L Ed 2d 583 (1973)。